証券コード 6121
2021年5月31日

株主各位

岡山県岡山市北区撫川983番地
株式会社 滝 澤 鉄 工 所
代表取締役社長　原　田　一　八

第91回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第91回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
なお、新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。
お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　　時**　2021年６月25日（金曜日）午前10時
2. **場　　所**　岡山市北区撫川983番地　株式会社滝澤鉄工所　本社会議室
（裏表紙の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
※株主様の安全を考慮し、本総会では新型コロナウイルス感染症対策をとらせていただきます。（次頁ご参照）
なお上記趣旨に鑑み、本総会ではお土産のご用意はございませんのでご理解を賜りますようお願い申しあげます。

3. **目的事項**
報告事項
1. 第91期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第91期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役７名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件
第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

以　上

新型コロナウイルス感染症の対応について

＜株主様へのお願い＞

1．新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、株主様の安全確保及び感染拡大防止のために、本年の株主総会へのご出席は極力お控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。
2．本年も、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。
3．ご来場いただく株主様は、マスクのご着用をお願い申しあげます。
4．ご来場いただく場合は、会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方につきましては、 御入場制限等をさせていただく場合がございます。
5．ご入場される場合には、受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
6．本総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項(監査報告を含みます)及び議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申しあげます。
7．本総会においては、お土産のご用意はございません。また、株主総会終了後に開催しております工場見学につきましても中止させていただきますのでご理解賜りますようお願い申しあげます。

＜当社の対応について＞

1．株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対させていただきます。
2．株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。
インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.takisawa.co.jp ）より、発信情報をご確認くださいますよう、併せてお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.takisawa.co.jp ）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（ https://www.takisawa.co.jp ）に掲載いたしますのでご了承ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙へ議案に対する賛否をご表示の上、１頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットにより議決権を行使される場合】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

【議決権行使サイトＵＲＬ】　https：//www.web54.net

2. 議決権行使の方法について

(1)パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2)スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインＱＲコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度ＱＲコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取り扱いについて

(1)議決権の行使期限は、2021年６月24日（木曜日）午後５時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2)書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

(3)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4)パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて

(1)パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。

(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

【専用ダイヤル】　0120－652－031（午前９時～午後９時）

<議決権行使に関する事項以外のご照会>　0120－782－031（平日午前９時～午後５時）

（添付書類）

事　業　報　告

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

Ⅰ　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度を通じて厳しい状況となりました。第４四半期は、設備投資などで持ち直しの動きがあったものの、個人消費などでは弱さがみられる状況で推移しました。

世界経済におきましては、2020年の前半は新型コロナウイルス感染症拡大により経済活動が大きく停滞し、その後中国など一部の国では、追加の経済対策等により持ち直しの動きがみられたものの、世界経済全体での成長率はマイナスとなりました。

国内工作機械業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大による需要低迷の影響により国内外ともに受注が減少し、2020年１月～12月の国内工作機械業界の受注高は、内需は3,244億円(前年同期比34.2%減)、外需は5,773億円(前年同期比21.6%減)となり、受注総額は9,018億円(前年同期比26.7%減)となりました。

当社グループにおきましては、日本をはじめ、世界の各市場において需要が減少したことにより、当連結会計年度の売上高は168億89百万円(前連結会計年度比33.5%減)となり、前連結会計年度に比べ85億16百万円の減収となりました。利益につきましては、経費の削減等に取り組みましたものの、売上高減少により営業損失は7億16百万円(前連結会計年度は営業利益19億8百万円)、経常損失は７億２百万円(前連結会計年度は経常利益17億97百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は７億39百万円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益7億40百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は13億59百万円であります。その主なものは、当社及び連結子会社であります瀧澤機電(浙江)有限公司の機械装置および建設仮勘定の増加によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、安定的かつ機動的な資金調達方法を確保することにより、今後の経営環境の変化に柔軟に対応するため、取引銀行３行との間にシンジケーション方式によるコミットメント期間付タームローン契約(コミットメント総額20億円)を締結しております。当該契約はあらかじめ定めた規模の洪水及び地震に被災した際に災害復旧資金としても借入実行可能な契約となっております。また、当該契約に係る当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、永続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことを目標としております。

工作機械の専業メーカーとして、創業以来100年近くにわたって工作機械を作り続けており、現在の主力製品であるＣＮＣ旋盤、マシニングセンタ、普通旋盤といった単体機械から自動化ラインのＦＡセル、ＦＡシステムまで多様なニーズに応えるワイドな機種ぞろえとスピーディな技術・サービス対応により、自動車をはじめ、一般機械、電気機械、精密機械等の製造業や官公庁・学校までTAKISAWAの工作機械は幅広く活躍しています。

こうしたなか当社は2022年に創立100周年を迎えることを機に、昨年、経営理念の見直しを行いました。

ミッション『豊かな未来を、機械で支える。』
ビジョン　『世界中のイノベーションを、TAKISAWAの機械から。』
バリュー　『常識の破壊／未来志向／いつもお客様目線』

この経営理念のもと新たな100年に向け、マザーマシンである工作機械の製造を通じて、あらゆる産業の発展を原点で支えているという誇りと自負心を核に、産業界の明日を見つめ、さらに幅広いニーズにお応えできるよう、いっそうの前進を続けてまいります。

また、役員・従業員が一丸となって企業価値を極大化することにより、地域経済の発展、安定した雇用の確保等、社会への貢献を果たすとともに、地球規模の課題である環境負荷低減をはじめとするSDGsなどの取り組みも引き続き積極的に進めてまいります。

当社グループは、こうした永続的な成長と安定的な収益を実現するため、概ね５年後を目途とする中長期グループ経営指標としてＫＧＩ（Key Goal Indicator）を設定し、企業価値の向上に努めます。

〔中長期グループ経営指標（ＫＧＩ）目標〕

連結ＲＯＥ（自己資本当期純利益率）	１０％以上
連結ＲＯＡ（総資本経常利益率）	８％以上
連結営業利益率	１２％

今後の見通しにつきましては、国内・海外ともにワクチン接種が進み、新型コロナウイルス感染症の防止対策が講じられるなか、経済環境回復の動きが続くことが期待されていますが、その一方で新型コロナウイルス感染症の収束状況および景気回復の力強さには各国間でばらつきが出るとも予測されています。このような見通しのもと、当社では不透明感はあるものの、今後は受注、売上ともに回復基調になると見込んでおり、売上増加に加え、引き続き生産効率向上および原価低減などを進め、利益の確保に努めてまいります。

中期経営計画（2022年３月期～2023年３月期の２ヶ年）の数値目標は以下のとおりです。

〔連結業績目標〕

	2022年３月期	2023年３月期
売上高	21,800　百万円	25,000　百万円
営業利益	800　百万円	1,750　百万円
営業利益率	3.7　％	7.0　％

中期的な経営戦略として、国と地域、業界の市場ニーズに沿った新製品開発と既存製品のブラッシュアップを行い、魅力ある製品を市場にタイムリーに投入することで受注・販売の拡大につなげます。特に海外市場に対しては、グループ各社の強みを生かした生産、販売活動を展開するとともに、複合加工機の販売活動を積極的に展開し、海外売上高の増加と海外売上高比率を高めてまいります。また、サービス事業については、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）の活用により既存サービス事業の変革とサービス売上高を伸ばす取り組みを行います。

製造面におきましては、設計・調達・生産を一気通貫させるシステムを導入、運用することでリードタイム短縮と原価低減を図り、顧客満足度と利益率を向上させます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第88期 2018年３月期	第89期 2019年３月期	第90期 2020年３月期	第91期 (当連結会計年度) 2021年３月期
売　　上　　高	29,003百万円	30,988百万円	25,405百万円	16,889百万円
経常利益又は経常損失（△）	2,208百万円	3,329百万円	1,797百万円	△702百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	1,372百万円	1,986百万円	740百万円	△739百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	209円25銭	303円00銭	113円05銭	△112円89銭
自　己　資　本　比　率	44.7%	46.1%	50.2%	47.8%
総　　資　　産	35,541百万円	37,480百万円	34,637百万円	34,639百万円
純　　資　　産	19,489百万円	21,052百万円	21,134百万円	20,277百万円

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。
２．2017年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。１株当たり当期純利益は、2018年３月期期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第89期の期首から適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日改正）を第89期から適用し、計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを見直しております。この結果、第88期の企業集団の財産及び損益の状況については、当該会計方針の変更等を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第88期 2018年３月期	第89期 2019年３月期	第90期 2020年３月期	第91期 （当事業年度） 2021年３月期
売　　上　　高	19,545百万円	21,728百万円	17,964百万円	9,853百万円
経常利益又は経常損失（△）	1,436百万円	1,973百万円	1,299百万円	△862百万円
当期純利益又は当期純損失（△）	1,031百万円	1,499百万円	746百万円	△742百万円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	157円31銭	228円71銭	113円86銭	△113円28銭
自　己　資　本　比　率	61.9%	61.5%	69.1%	67.3%
総　　資　　産	22,064百万円	23,982百万円	21,580百万円	20,812百万円
純　　資　　産	13,652百万円	14,749百万円	14,906百万円	14,009百万円

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数は、自己株式の数を控除して計算しております。
２．2017年10月１日付で普通株式10株を１株とする株式併合を実施いたしました。１株当たり当期純利益は、2018年３月期期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
３．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　2018年２月16日）等を第89期の期首から適用しております。また、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日改正）を第89期から適用し、計算書類における子会社株式等に係る将来加算一時差異の取扱いを見直しております。この結果、第88期の当社の財産及び損益の状況については、当該会計方針の変更等を遡って適用した後の数値となっております。

(10) 主要な事業内容(2021年３月31日現在)

① 金属工作機械(ＮＣ旋盤、マシニングセンタ、普通旋盤等)の製造並びに修理加工
② 各種機械の販売

(11) 主要な営業所及び工場(2021年３月31日現在)

① 当社

本社	岡山県岡山市北区撫川983番地	
国内生産拠点	本社工場(岡山県岡山市北区)	下庄工場(岡山県倉敷市)
国内販売・サービス拠点	山形営業所(山形県山形市)	北関東営業所(群馬県前橋市)
	関東営業所(埼玉県戸田市)	西関東営業所(神奈川県厚木市)
	長野営業所(長野県塩尻市)	浜松営業所(静岡県浜松市北区)
	名古屋営業所(愛知県名古屋市中川区)	大阪営業所(大阪府東大阪市)
	岡山営業所(岡山県岡山市北区)	広島営業所(広島県広島市南区)
	福岡営業所(福岡県大野城市)	
	札幌連絡所(北海道札幌市北区)	
海外販売・サービス拠点	ドイツ(ラーティンゲン市)	
	ベトナム(ハノイ市)	

② 子会社

海外生産拠点	台灣瀧澤科技股份有限公司　台湾(桃園市)
	上海欣瀧澤機電有限公司　中国(上海市)
	瀧澤機電(浙江)有限公司　中国(浙江省嘉興市)
海外販売・サービス拠点	TAKISAWA, INC.　米国(イリノイ州シャンバーグ市)
	滝澤商貿(上海)有限公司　中国(上海市)
	滝澤机床(上海)有限公司　中国(上海市)
	台灣瀧澤科技股份有限公司　台湾(桃園市)
	Takisawa Tech Corp.　米国(カリフォルニア州チノヒルズ市)
	TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd　タイ(サムットプラーカーン県)
	TAKISAWA(THAILAND) CO.,LTD.　タイ(サムットプラーカーン県)
	PT.TAKISAWA INDONESIA　インドネシア(ジャカルタ市)
	SAP TAKISAWA MACHINE TOOLS PRIVATE LTD.　インド(バンガロール市)

(12) 従業員の状況(2021年３月31日現在)

① 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
742名	24名増

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

② 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
385名	11名増	40.1才	13.6年

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況(2021年３月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ＴＡＫＩＳＡＷＡ，ＩＮＣ．	3,900千米ドル	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝澤商貿(上海)有限公司	215,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
滝澤机床(上海)有限公司	200,000千円	100.0%	工作機械の販売・サービス
台灣瀧澤科技股份有限公司	724,562千台湾元	51.09%	工作機械の製造・販売
上海欣瀧澤機電有限公司	5,000千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の製造・販売
瀧澤科技投資股份有限公司	6,500千米ドル	51.09% (51.09)	投資業務
瀧澤機電(浙江)有限公司	6,610千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の製造・販売
Ｔａｋｉｓａｗａ Ｔｅｃｈ Ｃｏｒｐ．	300千米ドル	51.09% (51.09)	工作機械の販売・サービス
TAKISAWA Tech Asia Co., Ltd	14,000千バーツ	51.09% (51.09)	工作機械の販売・サービス

(注) 議決権比率欄の(内書)は間接所有であります。

(14) 主要な借入先及び借入残高

株式会社滝澤鉄工所(2021年３月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社中国銀行	920百万円
株式会社トマト銀行	677百万円
株式会社三井住友銀行	556百万円
三井住友信託銀行株式会社	472百万円
株式会社みずほ銀行	359百万円

台灣瀧澤科技股份有限公司(2020年12月31日現在)

借入先	借入残高
台灣銀行	1,056百万円

Ⅱ　会社の株式に関する事項

(1) **株式数**　　**発行可能株式総数**　　普通株式　14,000,000株

発行済株式の総数　　普通株式　6,552,911株(自己株式 25,211株を除く)

(2) **株主数**　　普通株式　　5,756名

(3) **上位10名の株主の状況**

普通株式

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	490千株	7.5%
滝澤鉄工所取引先持株会	478千株	7.3%
フ ァ ナ ッ ク 株 式 会 社	300千株	4.6%
株式会社中国銀行	289千株	4.4%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	176千株	2.7%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	104千株	1.6%
加藤清行	100千株	1.5%
株式会社日本カストディ銀行（信託口５）	93千株	1.4%
ＵＢＳ　ＡＧ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ	87千株	1.3%
滝澤投資会	80千株	1.2%

(注) 1．持株比率は、自己株式を控除して算出した発行済株式総数に占める割合で計算しております。

2．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

Ⅲ　会社の新株予約権等に関する事項

(1) **当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況**

該当事項はありません。

Ⅳ　会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2021年３月31日現在)

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
原　田　一　八	代表取締役社長	滝澤商貿(上海)有限公司董事長 滝澤机床(上海)有限公司董事長
田　口　　巧	専務取締役 (全般・品質保証担当)	
林　田　憲　明	専務取締役 (全般・管理担当)	
松　原　潤　治	常務取締役 (製造担当)	
梶　谷　和　啓	常務取締役 (購買・技術担当)	
和　田　英　明	取締役 (上席執行役員 営業担当 兼 海外営業部長)	
戴　　雲　錦	取締役	
三　宅　盛　夫	取締役 (常勤監査等委員)	
小　野　慎　一	取締役 (監査等委員)	
小　林　正　啓	取締役 (監査等委員)	
十　川　智　基	取締役 (監査等委員)	
米　澤　和　美	取締役 (監査等委員)	

(注) 1．取締役 三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏、米澤和美氏は、社外取締役であります。なお、三宅盛夫氏、小野慎一氏、小林正啓氏、十川智基氏、米澤和美氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2．当社は、取締役（監査等委員）の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。

3．取締役 小野慎一氏、十川智基氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員）全員との間で、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第１項各号の定める最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、当該方針を取締役会決議により決定し、また、当該方針に沿った内容の役員報酬制度を策定し、運用しております。役員報酬制度をコーポレートガバナンスにおける重要事項と位置づけて、企業使命の実現を促すものであるという観点から、業績との連動性を重視し、また優秀な人材を確保・維持するために役位に応じた競争力のある報酬体系にすることによって、取締役の企業業績及び株価向上にむけた行動を最大限に促進し、会社の永続的な企業価値向上を図ることとともに、株主等ステークホルダーに対する説明責任の観点から、取締役報酬の計算根拠を明確にすることにより、透明性、公正性、及び合理性をもって取締役の報酬を決定することを目的としています。また、役員報酬制度は、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において審議、答申され、取締役会にて決定されます。なお、指名・報酬諮問委員会の客観性を確保するため、独立社外取締役が委員長を務め、委員会は独立社外取締役が過半数を占めるように委員を構成しています。

② 取締役（監査等委員である取締役以外）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

（ⅰ）取締役の個人別の報酬等（業績連動報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針

他社の支給水準、当社業績及び従業員給与等とのバランスを考慮のうえ、任意の指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会で決定することとしております。

（ⅱ）取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等に係る業績指標は、計算の迅速性、透明性の観点から、また主要子会社における持株比率を踏まえ「単体経常利益」とし、当該報酬額を費用計上する前の金額といたします。また、期末の業績において「業績連動報酬等支給前単体経常利益」が200,000千円を超える場合に限りこれを支給することとし、算定時の単体経常利益は1,000千円未満を切り捨てた金額といたします。

〔業績連動報酬等の総額の算定式〕

業績連動報酬等総額＝業績連動報酬等支給前単体経常利益×支給乗率

支給乗率＝（業績連動報酬等支給前単体経常利益－２億円）×2.0％÷10億円

支給乗率は3.2％を上限、０％を下限とし、総額70,000千円を限度額としております。

個々の取締役に対する業績連動報酬等の額については、役位別にポイントを定めるものとし、全取締役のポイントの合計で除した配分率で業績連動報酬等総額を配分いたします。

なお、各取締役への支給額は、10千円未満を切り捨てた金額とします。

役　　位	ポイント
代表取締役社長	21.2
取締役会長	17.2
取締役副社長	17.2
専務取締役	14.8
常務取締役	12.4
取締役上席執行役員（部門担当有）	10.8
取締役上席執行役員（部門担当無）	10.0
取締役執行役員・取締役（部門担当有）	9.2
取締役執行役員・取締役（部門担当無）	8.6
非常勤取締役（関連会社常勤取締役）	0.8

(ⅲ)上記(ⅰ)、(ⅱ)の額の（取締役の個人別の報酬等の額に対する）割合の決定に関する方針
業績連動報酬等とそれ以外の報酬の割合は、業績連動報酬等の支給乗率が上限（3.2%）の場は35：65（業績連動報酬等：それ以外の報酬）、支給乗率が下限（０%）の場合は０：100（業績連動報酬等：それ以外の報酬）といたします。
(ⅳ)取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針
支払時期：　業績連動報酬等　６月（年１回）、それ以外の報酬の支払　毎月
(ⅴ)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法
取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会において審議、答申し、取締役会にて決定いたします。
(ⅵ)前記(ⅰ)～(ⅴ)のほか、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
任意の指名・報酬諮問委員会は客観性を確保するため、独立社外取締役が過半数を占めるように委員を構成しております。

③　取締役の個人別の報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定は、決定方針に沿って策定された役員報酬制度に従って運用されており、また、監査等委員会にて運用状況をチェックしていることから、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

④　取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項
監査等委員である取締役以外の取締役の報酬総額の限度額(業績連動報酬等含む）及び監査等委員である取締役の報酬総額の限度額は2016年６月24日第86回定時株主総会にて以下の決議がされております。なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役以外の取締役の員数は７名、監査等委員である取締役は５名です。

監査等委員である取締役以外の取締役　200,000千円(年額)
監査等委員である取締役　40,000千円(年額)

⑤　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
該当事項はありません。

⑥　取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	116,914 (―)	116,914 (―)	― (―)	― (―)	７名 (―)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	24,515 (24,515)	24,515 (24,515)	―	―	５名 (５名)

(注)取締役（監査等委員を除く）の基本報酬につきましては、期初における当事業年度の業績見通しに鑑み、2020年６月から2021年３月まで役位に応じて月額報酬の10～20%を減額しております(減額期間は、2020年６月から2021年５月までの１年間)。

(4) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
該当事項はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

1．取締役会等への出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

区　　分	氏　　名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	①発言状況 ②期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役 （監査等委員）	三 宅 盛 夫	18回／18回	14回／14回	①主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、任意の指名・報酬諮問委員会に委員長として参加し、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督をおこないました。 また、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。
	小 野 慎 一	18回／18回	14回／14回	①主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、任意の指名・報酬諮問委員会に委員として参加し、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督をおこないました。 また、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。

区　　分	氏　　名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	①発言状況 ②期待される役割に関して行った職務の概要
取　締　役 （監査等委員）	小 林 正 啓	18回／18回	14回／14回	①主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。
	十 川 智 基	18回／18回	14回／14回	①主に公認会計士・税理士としての専門的見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、任意の指名・報酬諮問委員会に委員として参加し、業務執行の適切な評価等を通じ、取締役及び経営陣幹部の監督をおこないました。 また、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。
	米 澤 和 美	18回／18回	14回／14回	①主に社会保険労務士としての専門的見地から発言を行っております。 ②当事業年度においては、独立社外取締役のみ出席のミーティングや、取締役、経営陣幹部との個別ミーティングを開催し、当社グループにおける中・長期的に対処すべき課題等について、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、相互コミュニケーションを深めることで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組みました。

2. 社外役員の意見により変更された事業の方針又はその他の事項
該当事項はありません。
3. 当社の不正な業務執行に関する対応の概要
該当事項はありません。

④ 子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

⑤ ①～④の内容に対する社外役員の意見
該当事項はありません。

Ⅴ 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	24,000千円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

(注) 1．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合に、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

(5) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(6) 過去２年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

(7) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(8) 子会社の監査の状況

当社子会社の台灣瀧澤科技股份有限公司は、勤業衆信聯合會計師事務所の監査を受けております。

Ⅵ　会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の判断に基づき行われるべきものと考えております。従って、当社株式について大規模買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、突如として行われる株式の大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益を明白に著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為について検討し、また対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報と時間を提供しないもの等、株主が適切な判断を行うことを困難とするものも見受けられます。

当社の企業価値は、工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、永続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことにあると考えております。

当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるものでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの概要

① 企業価値向上への取組み

当社は、当社の企業価値を向上し、上記基本方針を実現するため、中期経営計画等を策定しこれを実現すべく行動しております。これら取組みの内容に関しましては、本事業報告「Ⅰ 企業集団の現況に関する事項 (8) 対処すべき課題」に記載しております。

② コーポレートガバナンス向上への取組み

当社は、経営理念に則り、経営の効率化・健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンス向上に取組んでおります。

当社は、法令等の遵守に基づく公正な経営により、企業倫理と調和した経営効率を達成し、株主価値の一層の向上と企業の社会的責任を果たすべく、コンプライアンス基本規程を制定し、代表取締役社長を委員長としたコンプライアンス委員会の活動を推進し、コンプライアンスの確保に努めております。

当社は、取締役会に対する監査・監督機能の強化や、意思決定の迅速化、業務の効率化等を目的として、2016年６月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。委員の過半数を独立社外取締役とすることで、独立性を確保するとともに、常勤監査等委員を置き、同委員が社内の重要な会議に参加し積極的に意見を述べるなど、その役割・責務を果たし、監査機能の実効性を高めております。

また、取締役の指名・報酬の独立性・客観性を図ることを目的として、2016年６月に任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設け、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会への答申を行っております。監査等委員である取締役以外の取締役の任期については１年とし、取締役の責任の明確化と事業環境の変化に柔軟に対応可能な体制としております。

さらに、当社は、取締役会の機能向上を図るために、年に一度、取締役会の在り方、運営につき議論し、実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の実効性の確保・強化に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、2018年６月22日開催の第88回定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)の継続を決議しております。

本対応方針は、当社が発行者である株券等について、① 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、また、② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(以下「大規模買付行為」と総称します。)を対象とします。これらの買付等が行われた際、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とするものです。また、上記基本方針に反し、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を新株予約権無償割当て等を利用することにより阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、当該大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)には、買付内容等の検討に必要な情報及び本対応方針に定める事前情報提供に関するルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を遵守する旨の誓約を含む意向表明書の提出を求めます。当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付し、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報の提供を求めます。その後、当社取締役会は、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様に取締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

大規模買付ルールが遵守されない場合や当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合は、当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動又は不発動について判断を行うものとします。具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等の行使条件等を定めます。本対応方針の有効期間は、2021年６月開催予定の定時株主総会終結の時までです。但し、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

本対応方針は2018年６月22日開催の第88回定時株主総会においてご承認いただき継続しておりますが、新株予約権無償割当て等の対抗措置が実施されていない場合には株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、対抗措置が発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する株式が希釈化される場合があります(但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、株式の希釈化は生じません。)。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の経営計画は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、また、本対応方針は、あらかじめ定められた合理

的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保され、その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされ、かつ、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、いずれも当社の基本方針に沿うものです。

連結貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位　千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**24,682,070**	**流動負債**	**10,239,957**
現金及び預金	8,796,144	支払手形及び買掛金	2,540,283
受取手形及び売掛金	4,883,335	電子記録債務	998,847
電子記録債権	615,556	短期借入金	2,723,873
有価証券	1,000,000	一年以内返済予定の長期借入金	1,735,283
商品及び製品	3,448,894	未払金	1,213,930
仕掛品	1,965,761	未払費用	81,963
原材料及び貯蔵品	3,340,680	未払法人税等	87,767
前払費用	153,896	未払事業所税	27,939
未収入金	163,919	賞与引当金	87,436
その他	375,161	製品保証引当金	128,153
貸倒引当金	△61,280	その他	614,477
固定資産	**9,957,507**	**固定負債**	**4,122,023**
有形固定資産	**9,240,386**	長期借入金	3,051,948
建物及び構築物	2,581,631	繰延税金負債	259,432
機械装置及び運搬具	1,339,989	退職給付に係る負債	770,867
土地	3,425,142	資産除去債務	23,372
建設仮勘定	1,455,843	その他	16,403
その他	437,779	**負債合計**	**14,361,980**
無形固定資産	**22,331**	純資産の部	
その他	22,331	**株主資本**	**16,344,317**
投資その他の資産	**694,789**	**資本金**	**2,319,024**
投資有価証券	339,609	**資本剰余金**	**1,568,289**
繰延税金資産	211,719	**利益剰余金**	**12,501,409**
その他	146,658	**自己株式**	**△44,406**
貸倒引当金	△3,197	**その他の包括利益累計額**	**211,472**
		その他有価証券評価差額金	66,705
		為替換算調整勘定	202,411
		退職給付に係る調整累計額	△57,645
		非支配株主持分	**3,721,807**
		純資産合計	**20,277,597**
資産合計	**34,639,578**	**負債及び純資産合計**	**34,639,578**

連結損益計算書

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

（単位　千円）

科目	金額	
売上高		16,889,095
売上原価		13,067,682
売上総利益		3,821,413
販売費及び一般管理費		4,537,434
営業損失		716,020
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,732	
助成金収入	245,196	
その他の営業外収益	51,724	320,654
営業外費用		
支払利息	42,694	
為替差損	245,224	
シンジケートローン手数料	6,998	
その他の営業外費用	11,918	306,835
経常損失		702,201
特別利益		
退職給付制度終了益	32,743	32,743
税金等調整前当期純損失		669,458
法人税、住民税及び事業税	186,742	
法人税等調整額	△163,738	23,003
当期純損失		692,461
非支配株主に帰属する当期純利益		47,334
親会社株主に帰属する当期純損失		739,796

貸借対照表

（2021年３月31日現在）

（単位　千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**12,910,999**	**流動負債**	**4,233,348**
現金及び預金	3,552,020	支払手形	222,480
受取手形	62,606	買掛金	718,869
売掛金	2,413,432	電子記録債務	998,847
電子記録債権	615,556	一年以内返済予定の長期借入金	1,155,315
有価証券	1,000,000	未払金	647,526
商品及び製品	1,920,945	未払費用	47,922
仕掛品	1,279,383	未払法人税等	6,578
原材料及び貯蔵品	1,597,704	未払事業所税	27,939
前払費用	62,805	前受金	113,807
その他	407,215	預り金	48,622
貸倒引当金	△669	賞与引当金	87,436
固定資産	**7,901,395**	製品保証引当金	88,862
有形固定資産	**5,037,608**	その他	69,140
建物	1,918,138	**固定負債**	**2,569,326**
構築物	90,505	長期借入金	1,837,140
機械装置	777,487	退職給付引当金	708,814
車両運搬具	0	資産除去債務	23,372
工具器具備品	112,131	**負債合計**	**6,802,675**
土地	1,748,365	純資産の部	
建設仮勘定	390,979	**株主資本**	**13,943,013**
無形固定資産	**1,184**	**資本金**	**2,319,024**
水道施設利用権	1,184	**資本剰余金**	**1,566,911**
投資その他の資産	**2,862,603**	資本準備金	749,999
投資有価証券	311,561	その他資本剰余金	816,911
関係会社株式	1,909,968	**利益剰余金**	**10,101,484**
関係会社出資金	269,384	**利益準備金**	**91,861**
繰延税金資産	25,611	その他利益剰余金	10,009,623
その他	349,690	別途積立金	5,300,000
貸倒引当金	△3,614	繰越利益剰余金	4,709,623
		自己株式	**△44,406**
		評価・換算差額等	**66,705**
		その他有価証券評価差額金	66,705
		純資産合計	**14,009,719**
資産合計	**20,812,395**	**負債及び純資産合計**	**20,812,395**

損 益 計 算 書

〔2020年４月１日から
2021年３月31日まで〕

（単位　千円）

科目	金額	
売上高		9,853,616
売上原価		7,847,152
売上総利益		2,006,463
販売費及び一般管理費		3,180,684
営業損失		1,174,220
営業外収益		
受取利息及び配当金	150,293	
商標権使用料	24,833	
為替差益	953	
助成金収入	131,415	
その他の営業外収益	26,131	333,626
営業外費用		
支払利息	4,323	
租税公課	1,716	
シンジケートローン手数料	6,998	
固定資産除却損	5,517	
その他の営業外費用	3,548	22,104
経常損失		862,698
税引前当期純損失		862,698
法人税、住民税及び事業税	12,785	
法人税等調整額	△133,099	△120,313
当期純損失		742,385

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月13日

株式会社滝澤鉄工所
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　田　正　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　今　井　康　好　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社滝澤鉄工所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月13日

株式会社滝澤鉄工所
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　神　田　正　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　今　井　康　好　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社滝澤鉄工所の2020年４月１日から2021年３月31日までの第91期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第91期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等とオンライン形式で意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人有限責任 あずさ監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

株式会社 滝澤鉄工所 監査等委員会

常勤監査等委員 三宅 盛夫 ㊞

監査等委員 小野 慎一 ㊞

監査等委員 小林 正啓 ㊞

監査等委員 十川 智基 ㊞

監査等委員 米澤 和美 ㊞

監査等委員三宅盛夫、小野慎一、小林正啓、十川智基及び米澤和美は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第91期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

①　配当財産の種類

金銭といたします。

②　配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金10円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は、65,529,110円となります。

③　剰余金の配当が効力を生じる日

2021年６月28日にいたしたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、取締役会の柔軟な運営を可能とすること並びに意思決定の客観性及び透明性の向上を図ることを目的として、取締役会の招集権者及び議長につき、業務執行から独立した社外取締役においても務めることができるよう、必要な変更を行うものであります。

２．変更の内容

（下線部分は、変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第18条　（取締役会） １．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、その議長となる。 取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。	第18条　（取締役会） １．取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 当該取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第３号議案　監査等委員である取締役以外の取締役７名選任の件

監査等委員である取締役以外の取締役全員（７名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役以外の取締役７名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、指名手続きは指名・報酬諮問委員会の審議の結果を踏まえ適切に行われており、また、各候補者は当社の取締役として適任であると判断しております。

候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数（普通株式）
1	原田 一八（はらだ かずひろ） （1961年２月26日生）	1983年４月 当社入社 2005年２月 株式会社カスケード 取締役社長 2008年６月 当社管理部長 2008年10月 当社執行役員 管理部長 2009年３月 台灣瀧澤科技股份有限公司 董事(現任) 2009年４月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事 2010年６月 当社取締役 管理部長 2010年12月 滝沢鉄工テクノサービス株式会社 取締役 2011年１月 TAKISAWA U.K. LTD. 取締役 2011年６月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事長(現任) 2011年６月 当社常務取締役 製造・管理部門担当 2012年４月 当社代表取締役社長(現任) 2012年12月 滝澤机床(上海)有限公司 董事長(現任) 〔重要な兼職の状況〕 滝澤商貿(上海)有限公司 董事長 滝澤机床(上海)有限公司 董事長	11,600株
	【取締役候補者とした理由】 原田一八氏は、技術部門、管理部門、製造部門等の知識や業務経験並びに当社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議等においてグループを統括する立場からの積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数（普通株式）
2	田口（たぐち） 巧（たくみ） （1957年３月３日生）	1979年４月 当社入社 2001年12月 大阪営業所所長 2011年１月 当社執行役員 営業部長 2012年４月 TAKISAWA, INC. 取締役(現任) 2012年６月 当社取締役 営業・サービス部門担当 営業部長 2013年４月 当社取締役 営業・サービス・品質保証部門担当 営業部長 2013年６月 当社取締役 常務執行役員 営業・品質保証担当 営業部長 2015年６月 当社常務取締役 営業・品質保証担当 2018年４月 当社専務取締役 全般・営業・品質保証担当 2018年11月 当社専務取締役 全般・営業・品質保証担当 兼 業務統括部長 2019年４月 当社専務取締役 全般・営業・品質保証担当 兼 業務部長 2020年４月 当社専務取締役 全般・品質保証担当(現任)	6,700株
	【取締役候補者とした理由】 田口巧氏は、営業部門、サービス部門等の知識や業務経験並びに営業部門や品質保証部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、全般的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		
3	林田（はやしだ） 憲明（のりあき） （1961年12月10日生）	1985年４月 トヨタ自動車株式会社入社 1991年３月 大日本スクリーン製造株式会社(現.株式会社SCREENホールディングス)入社 2008年４月 同社半導体機器カンパニー 事業統轄部 業務部長 2012年４月 同社半導体機器カンパニー 事業統轄部長 2012年12月 株式会社シバサキ入社 2014年１月 同社経営企画室長 2014年７月 当社入社 2014年７月 当社管理部長 2015年１月 当社執行役員 管理部長 2015年６月 当社取締役 執行役員 管理部長 2016年６月 台灣瀧澤科技股份有限公司 董事(現任) 2016年６月 当社取締役 常務執行役員 管理担当 兼 管理部長 2018年４月 当社常務取締役 管理担当 兼 総務部長 2020年４月 当社専務取締役 全般・管理担当 兼 総務部長 2020年７月 当社専務取締役 全般・管理担当（現任）	3,300株
	【取締役候補者とした理由】 林田憲明氏は、管理部門等の知識や業務経験並びに管理部門の長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、総務、財務的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数（普通株式）
4	梶谷和啓（かじたに かずひろ） （1959年10月17日生）	1986年１月 当社入社 2011年１月 当社執行役員 技術部長 2012年６月 当社取締役 技術部門担当 技術部長 2013年６月 当社取締役 常務執行役員 技術担当 技術部長 2013年10月 当社取締役 常務執行役員 技術担当 カスタム設計部長 2014年12月 当社取締役 常務執行役員 技術担当 2018年４月 当社常務取締役 購買・技術担当(現任)	4,500株
	【取締役候補者とした理由】 梶谷和啓氏は、技術部門等の知識や業務経験並びに当社の購買部門や技術部門の長としての経営経験を有しております。また、社内会議等において、購買、技術的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		
5	和田英明（わだ ひであき） （1963年３月12日生）	1981年４月 当社入社 1998年４月 当社神奈川営業所所長 2011年７月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事 総経理 2012年12月 滝澤机床(上海)有限公司 董事 総経理 2013年４月 当社執行役員部長 アジア地域担当 2015年４月 当社執行役員 営業部長 2015年４月 滝澤商貿(上海)有限公司 董事(現任) 2015年４月 滝澤机床(上海)有限公司 董事 2015年６月 当社取締役 執行役員 営業部長 2017年６月 当社取締役 上席執行役員 営業部長 2019年12月 TAKISAWA, INC.取締役(現任) 2020年４月 当社取締役 上席執行役員 営業担当 兼 海外営業部長(現任)	3,000株
	【取締役候補者とした理由】 和田英明氏は、営業部門の知識や業務経験並びに海外子会社社長としての経営経験を有しております。また、社内の各種会議において、営業的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数（普通株式）
6	【新任】 青地芳信（あおじ よしのぶ） （1964年１月１日生）	1982年４月 当社入社 2014年４月 当社品質保証部長 2018年４月 当社執行役員　品質保証部長 2019年４月 当社執行役員　製造統括部長	※800株
	【取締役候補者とした理由】 青地芳信氏は、品質保証部門、サービス部門の知識や業務経験並びに製造部門を統括する長としての経験を有しております。また、社内の各種会議において、製造、品質保証的な観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。 ※所有する当社の株式数（普通株式）は、従業員持株会における持分を記載しております。		
7	戴雲錦（たい うんきん） （1958年６月24日生）	1974年２月 台灣瀧澤機械股份有限公司入社 （現 台灣瀧澤科技股份有限公司） 2004年４月 台灣瀧澤機械股份有限公司 副総経理 2011年３月 台灣瀧澤機械股份有限公司 総経理 2011年６月 台灣瀧澤機械股份有限公司 董事 総経理（現任） 2011年７月 上海欣瀧澤機電有限公司 董事(現任) 2012年６月 当社取締役(現任) 2017年１月 TAKISAWA Tech Asia Co.,Ltd 董事(現任) 2018年３月 瀧澤機電(浙江)有限公司　董事（現任）	０株
	【取締役候補者とした理由】 戴雲錦氏は、海外子会社社長としての経験を有しております。また、取締役会等でグループの経営戦略の観点から積極的な意見、提言を行っております。当社は、引き続き、同氏の経験等を経営の監督に活かしたいため、取締役候補者としております。		

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の保険料負担はございません。また、2021年７月に同内容での更新を予定しております。

第４号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

監査等委員である取締役米澤和美氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数（普通株式）
米澤　和美 （よねざわ　かずみ） （1959年１月３日生）	1997年７月　社会保険労務士登録 1997年７月　米沢社会保険労務士事務所所長（現任） 2003年５月　徳島県社会保険労務士会理事 2007年５月　徳島県社会保険労務士会副会長 2015年５月　徳島県社会保険労務士会会長（現任） 2017年６月　全国社会保険労務士会連合会常任理事 2018年４月　国立大学法人鳴門教育大学経営協議会委員（現任） 2019年６月　当社取締役 監査等委員（現任） 2019年６月　全国社会保険労務士会連合会副会長（現任） 2020年７月　徳島県公安委員会委員（現任） 2021年２月　徳島県民共済生活協同組合監事（現任） 2021年６月　徳島県社会保険労務士会顧問就任予定	500株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 米澤和美氏には、社会保険労務士としての豊富な経験と専門的な知識を活かし、ワークライフバランス、ダイバーシティ等の観点から経営に助言をいただくとともに、女性取締役としての目線から取締役会の議論の多様化、活発化を図っていただくことを期待しております。		

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．社外取締役候補者に関する事項

(1) 米澤和美氏は、社外取締役候補者であります。

(2) 当社は米澤和美氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合は引き続き独立役員になる予定であります。

(3) 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数
米澤和美氏の当社社外取締役及び監査等委員である取締役の就任期間は、本総会終結の時をもって２年となります。

３．責任限定契約に関する事項
当社は米澤和美氏との間で会社法第427条第１項に基づく責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。

４．役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。当該候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、被保険者の保険料負担はございません。また、2021年７月に同内容での更新を予定しております。

第５号議案　当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件

当社は、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」の導入を2010年６月29日開催の当社第80回定時株主総会においてご承認いただき、直近では、2018年６月22日開催の当社第88回定時株主総会においてその継続を承認いただいておりますが（以下、継続後の対応方針を「現行対応方針」といいます。)、その有効期間は、本株主総会終結の時をもって満了することになります。

当社は、現行対応方針の継続を決定した後も、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向や様々な議論の進展、コーポレート・ガバナンスコードの趣旨等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる取組として、現行対応方針の継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2021年５月14日開催の当社取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行対応方針の継続（以下、新たに継続する対応方針を「本対応方針」といいます。）につき決定いたしました。本議案は、本対応方針の継続について株主の皆様のご承認をお願いするものであります。ご承認をいただくことにより、本対応方針の有効期間は2024年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、継続にあたっての主な変更点は以下のとおりであります。

変更点１．企業価値向上への取組に関する内容（経営理念）を変更しております。

変更点２．独立委員会委員について、本株主総会において本対応方針をご承認いただいた場合の候補者に変更しております。

変更点３．その他、基本的な内容に変更の無い範囲での一部語句の修正・文言の整理等を行っております。

Ⅰ．企業価値向上への取組

当社は、工作機械の製造・販売を通じて社会や環境におけるサステナビリティの実現に寄与し、世界中の人々の生活がより豊かになることを目的とするとともに、永続的な成長と安定的な収益の実現により株主価値の向上と企業の社会的責任を果たすことを目標としております。

経営理念としましては、ミッション『豊かな未来を、機械で支える。』ビジョン『世界中のイノベーションを、TAKISAWAの機械から。』バリュー『常識の破壊／未来志向／いつもお客様目線』を掲げ、今後も引き続き、役員・従業員が一丸となって企業価値を極大化することにより、地域経済の発展、安定した雇用の確保等、社会への貢献を果たし、すべてのステークホルダーの皆様に安心していただけるような透明性のある堅実経営を行ってまいります。

これは、単に規模の拡大を求めるのではなく、お客様のニーズにきめ細かく対応し、お客様に真にご満足いただける、お客様の価値をより高めていただける製

品・生産システムを安定的に提供し続けること、また、そのためのたゆまぬ努力を継続することが当社の企業価値を向上させることであると考えております。

このためには、お客様、販売代理店様との信頼関係の構築、継続したコミュニケーションによるニーズの理解等、継続的な活動を行うとともに、少数精鋭の優れた専門家集団としての人材の育成、研究開発への投資、効率的な生産システムの確立、設備投資等、長期的な視点でのモノづくり体制を構築することが重要であります。また、研究開発においては、要素研究、熱変位解析等を行い、当社のコストパフォーマンスに優れた商品群及び高機能商品群それぞれの価値向上をさらに推し進めてまいります。

当社の経営におきましては、工作機械メーカーとしての長期視点での人材育成、設備投資、各ステークホルダーへの配慮が重要であり、これらがさらなる成長を実現し、当社の企業価値向上ひいては株主共同の利益を維持・向上させるものであり、短期的な利益を追求する経営では企業価値が損なわれると考えております。

Ⅱ．コーポレート・ガバナンス向上への取組

当社は、経営理念に則り、経営の効率化・健全化を積極的に進めるとともに、経営の透明性を高めるため、コーポレート・ガバナンス向上に取組んでおります。

当社は、取締役会に対する監査・監督機能の強化や、意思決定の迅速化、業務の効率化等を目的として、2016年６月に監査等委員会設置会社に移行いたしました。委員の過半数を社外取締役とすることで、独立性を確保するとともに、常勤監査等委員を置き、同委員が社内の重要な会議に参加し積極的に意見を述べるなど、その役割・責務を果たし、監査機能の実効性を高めております。

また、取締役の指名・報酬の独立性・客観性を図ることを目的として、2016年６月に任意の委員会である指名・報酬諮問委員会を設け、経営陣幹部・取締役の指名・報酬について取締役会への答申を行っております。監査等委員である取締役以外の取締役の任期については１年とし、取締役の責任の明確化と事業環境の変化に柔軟に対応可能な体制としております。

さらに、当社は、取締役会の機能向上を図るために、年に一度、取締役会の在り方、運営につき議論し、実効性に関する分析・評価を行い、取締役会の実効性の確保・強化に努めております。

また、当社は、独立社外取締役が取締役会の３分の１以上を占める体制としております。本株主総会において取締役の選任議案等をご承認いただくことを条件として、本対応方針における独立委員会は独立社外取締役５名によって構成される予定です。

当社は、これらの取組により、株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、引き続きコーポレート・ガバナンス向上に努めてまいります。

Ⅲ．大規模買付ルールの目的

昨今、我が国においては、新しい法制度の整備や企業文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議のプロセスを経ることなく、一方的に、株式の大量買付を強行するという企業買収の動きが顕在化しつつあります。

当社取締役会は、当社が株式を上場しており当社株式の自由な売買が認められる以上、このような株式の大量買付であっても、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益に資するものであれば、一概にこれを否定するものではありません。大規模買付行為を受け入れるかどうかは、最終的には、当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、突如として行われる株式の大量買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益を明白に著しく毀損するもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、また対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な情報と時間を提供しないもの等、株主が適切な判断を行うことを困難とするものも見受けられます。

当社株式に対して大規模買付行為が開始された場合、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを株主の皆様が短期間に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であります。さらに、当社株式をそのまま継続保有することを考える株主の皆様にとりましても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、大規模買付者が考える当社の経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料であります。同様に、当社取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているかも、株主の皆様の重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、当社取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様の判断のために必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであるという結論に至りました。当社取締役会は、このような情報が提供された後、大規模買付行為に対する当社取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、外部専門家等（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し公表いたします。さらに、必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。このようなプロセスを経ることにより、株主の皆様は、当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が提示された場合には）その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適

切に決定する機会を与えられることとなります。

以上により、当社取締役会は、大規模買付行為が合理的なルールに従って行われることが当社及び当社株主共同の利益に合致するものと考え、事前情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を、以下のとおり設定することといたしました。

Ⅳ．大規模買付ルールの内容

「大規模買付行為」とは、下記の①または②に該当する買付行為（あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を指し、以下、このような大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。

①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為

②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為

注１：特定株主グループとは、当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。）または買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者とその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）及び特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注２：議決権割合の計算において分母となる総議決権数は、当社のその時点での発行済株式から、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものに記載された数の保有自己株式を除いた株式にかかる議決権数とします。

１．大規模買付ルールの骨子

当社取締役会が設定する大規模買付ルールは、以下の内容を骨子とします。

①大規模買付者は、大規模買付行為を行う前に、当社取締役会に対し、必要かつ十分な情報を提供すること

②当社取締役会が当該大規模買付行為に対して一定の評価を行い、また代替案を提示するために必要な期間（取締役会評価期間）が経過した後に、大規模買付行為を開始することができること

③当社取締役会は、当該大規模買付行為を検討・評価し、当社取締役会としての見解を公表すること

④当該大規模買付行為に対する対抗措置の発動に関する当社取締役会の判断について、その判断の客観性、合理性及び公正性を担保するため、当社取

締役会から独立した組織である独立委員会を設置すること
⑤独立委員会は、対抗措置の発動の是非について独立委員会としての判断を下し、当社取締役会に勧告を行うこと
⑥当社取締役会は、対抗措置の発動の是非に関しては、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、最終的な決定を行うこと

２．独立委員会

当社取締役会は、大規模買付ルールに基づく大規模買付者に対する対抗措置の発動の是非について最終決定を行いますが、大規模買付ルールを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置いたします。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討したうえで当社取締役会に対し対抗措置発動の是非の勧告を行うものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで対抗措置の発動について決定することといたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することといたします。

独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役ならびに社外有識者（注３）の中から選任します。

注３：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者をいいます。

３．大規模買付ルールによる具体的手続

（１）大規模買付者による意向表明書の提出及び情報提供

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む意向表明書を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要が明記される必要があります。

当社は、意向表明書の受領後10営業日以内に、株主の皆様のご判断及び取締役会としての見解形成のために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に交付いたします。大規模買付者には、当該大規模買付情報のリストに従い、当社取締役会に対し、大規模買付情報を提供していただきます。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会が判断した場合は、十分な大規模買付情報が完備するまで追加的に情報提供していただくことを求めます。

大規模買付情報には下記の内容が含まれますが、その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の態様、内容等によって異なりますので、これらに限られるものではありません。

①大規模買付者及びその特定株主グループ（共同保有者、特別関係者、ファンドの場合は組合員等の構成員を含む）の詳細（名称、資本構成、経歴・沿革、事業内容、財務内容等を含む）

②大規模買付行為の目的（注４）、方法及び内容（買付対価の種類・価額、買付の時期、買付に関連する一連の取引のスキーム（注５）、買付行為の適法性（注６）、買付実行の蓋然性等を含む）

③買付価格の算定の基礎（算定の前提条件、算定根拠（注７）、算定に用いた数値情報、買付に関連する一連の取引により発生が予想されるシナジーの額及びその算定方法等を含む）及びその経緯（注８）

④買付資金の裏付け（買付資金の提供者の名称、調達方法、調達に関連する一連の取引の内容等を含む）

⑤買付目的が支配権取得または経営参加の場合、支配権取得または経営参加の具体的な方法、大規模買付行為完了後に企図する当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（注９）

⑥買付目的が支配権取得または経営参加の場合、大規模買付行為完了後に企図する当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他当社のステークホルダーの処遇方針

⑦買付目的が純投資または政策投資を目的とする場合、株券等を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権行使方針ならびにその理由（注10）

⑧大規模買付行為に際しての第三者との間の意思連絡の有無、その内容等

注４：支配権取得または経営参加の目的か、純投資または政策投資の目的かを明確にしていただく必要があります。

注５：大規模買付行為終了後、当社の株券等をさらに取得する予定の有無、理由及び内容、ならびに当社の株券等が上場廃止になる見込みがある場合にはその旨及びその理由を記載していただく必要があります。

注６：買付行為の適法性について、第三者の意見・評価を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称及び当該意見等の概要を具体的に説明していただく必要があります。

注７：買付価格算定の具体的な方法及び買付価格と時価との差額（買付価格と直近数ヶ月平均の当社の株価とのプレミアムの有無等）について情報を提供していただく必要があります。

注８：買付価格決定のプロセスを説明していただき、算定の際に第三者の意見を聴取した場合には、原則として、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯を具体的に説明していただく必要があります。

注９：大規模買付行為完了後に企図する当社の再編、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定・解雇、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更等の内容及びその必要性に関する情報を提供していただく必要があります。

注10：長期的な資本提携を目的とする政策投資の場合にはその必要性に関する情報も提供していただく必要があります。

なお、大規模買付者から意向表明書の提出があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、株主の皆様のご判断に必要であると認められるときには、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示いたします。

（２）当社取締役会による評価期間及び当社取締役会の見解等の公表

次に、当社取締役会は、大規模買付情報が完備した後、当社取締役会による検討、評価、交渉、見解形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）が当社取締役会に与えられるべきであると考えます。この取締役会評価期間は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間とします。大規模買付行為は、この取締役会評価期間が経過した後、開始され得るものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に検討・評価し、当社取締役会としての見解を慎重にとりまとめて公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件変更について交渉し、株主の皆様に取締役会としての代替案の提案を行うこともあります。

Ⅴ．大規模買付行為がなされた場合の対応方針（発動のプロセス）

１．大規模買付者により大規模買付ルールが遵守される場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守される場合には、当社取締役会は、取締役会評価期間における検討の結果、仮に当該大規模買付行為に反対する見解に至ったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明あるいは代替案の提示等により、株主の皆様の説得に努めるに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。株主の皆様が大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当該買付提案及びそれに対して当社取締役会が公表する見解や当社取締役会が提示する代替案をご検討いただき、株主の皆様ご自身においてご判断されるべきものと考えます。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、以下の①または②に定める要件のいずれかに該当し、当該大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものであり、対抗措置をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められる対抗措置をとることがあります。具体的対抗措

置として新株予約権の無償割当を行う場合の概要は資料(２)記載のとおりですが、実際にこれを行う場合には、議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を定めることがあります。

①下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付行為である場合

(a) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為

(b) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲のもとに買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

(c) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

(d) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

②強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

２．大規模買付者が大規模買付ルールを遵守されない場合

大規模買付者により大規模買付ルールが遵守されず、対抗措置をとることが相当であると当社取締役会が判断した場合は、当社取締役会は当社株主共同の利益を守るために、前記の対抗措置をとることがあります。

３．上記１．または２．の対応方針を決定する場合の手続

当社取締役会は、上記１．または２．において対抗措置をとることを判断する場合には、その客観性及び合理性を担保するため、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の必要性、相当性を十分検討したうえで上記Ⅳ３．(2)の取締役会評価期間内に、取締役会に対して勧告を行うものとします。当社取締役会においても、上記Ⅳ．３．(２)の取締役会評価期間内に、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動について判断を行うものとします。

なお、当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合は、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

４．上記対抗措置発動の中止等について

上記１．または２．において、当社取締役会において対抗措置を発動することを決定した後であっても、大規模買付者が当該大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重したうえで、対

抗措置の発動の中止または変更を行うことがあります。

Ⅵ. 株主・投資家に与える影響等

1．大規模買付ルールの設定が株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか当社株式の保有を継続するかをご判断いただくために必要な大規模買付情報や、大規模買付者の提案内容に対する当社取締役会の見解を提供し、また、株主の皆様が当社取締役会による代替提案を受ける機会を確保するものです。大規模買付ルールが遵守されることにより、株主の皆様には、大規模買付行為に応じるか当社株式の保有を継続するかについて、十分な情報に基づきご検討をいただいたうえで適切なご判断を行っていただくことが可能となります。

前記Ⅴにおいて述べましたとおり、大規模買付行為者が大規模買付ルールを遵守されるか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者が現れた場合には、その動向に十分ご注意ください。

2．対抗措置の発動が株主・投資家に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、または、大規模買付行為が明らかに当社の企業価値を毀損し株主共同の利益を害するものと当社取締役会が判断した場合、独立委員会に対する諮問・勧告を経たうえで、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記のとおり対抗措置をとることがあります。当社取締役会が対抗措置をとることを決定した場合は、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時適切な開示を行います。

なお、当社が対抗措置をとった場合であっても、株主の皆様（当該大規模買付者を除きます。）が法的権利及び経済的側面において損失を被るような事態は想定しておりません。

本対応方針に基づく対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会は割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権が割り当てられます。なお、割当対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

新株予約権の行使により新株を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の無償割当等の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、このような希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、

株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

Ⅶ. 大規模買付ルールの適用開始、有効期間、変更及び廃止

本対応方針は、本株主総会における株主の皆様のご承認をもって発効することとし、有効期限は2024年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

なお、本株主総会により承認された後においても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主価値向上の観点から、その時点での法令等を踏まえ、その内容の変更・廃止を含め、本対応方針を随時見直し、株主総会への付議を検討していく所存です。

Ⅷ. 本対応方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

１．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年６月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

２．株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記「Ⅲ．大規模買付ルールの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

３．合理的な客観的発動要件の設定

本対応方針は、上記「Ⅴ．大規模買付行為がなされた場合の対応方針（発動のプロセス）」にて記載したとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

４．独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本対応方針における対抗措置の発動等に際しては、当社取締役会から独立した組織である独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

また、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運用が行われる仕組みが確保されています。

５．株主意思を重視するものであること

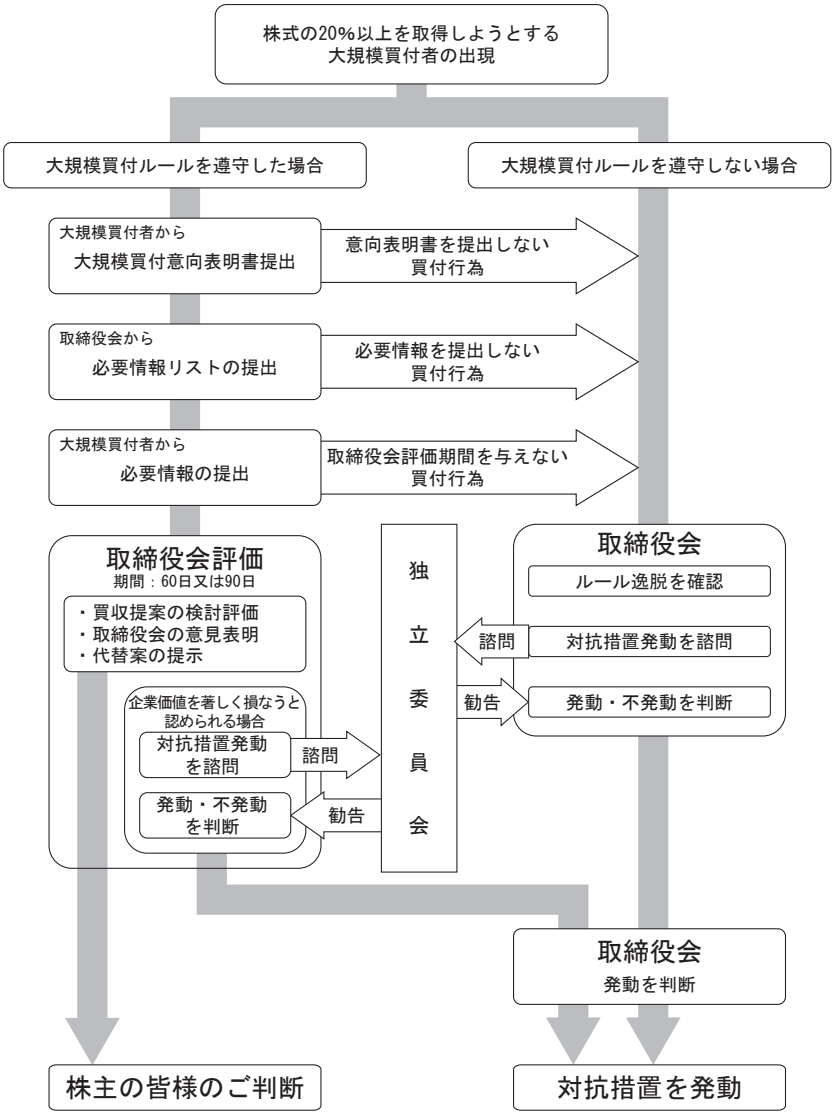
本対応方針は、定時株主総会における株主の皆様のご承認により継続され

るものであり、その継続について株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。また、本対応方針継続後、有効期間の満了前であっても、株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

以　上

資料（1）

本対応方針の概要（大規模買付行為開始時のフローチャート）



資料（２）

新株予約権の概要

①新株予約権無償割当ての対象となる株主及びその発行条件

当社取締役会の新株予約権無償割当決議（以下「本割当決議」といいます。）で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された当社普通株式の株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で、新株予約権を無償で割り当てる。

②新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権１個あたりの目的となる株式の総数は、１株とする。

③割り当てる新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり、新株予約権の無償割当てを行うことがある。

④各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は１株につき１円以上で当社取締役会が定める額とする。

⑤新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡は、当社取締役会の承認を要するものとする。

⑥新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上となる特定株主グループに属する者に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、本割当決議において当社取締役会が定めるものとする。

⑦新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記⑥の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権１個につき１株の普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以　上

資料（３）

独立委員会の概要

１．独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、社外取締役、または社外有識者の中から、当社取締役会が選任する。
・委員の任期は１年間とする。
・独立委員会は、その協議によって独立委員会の委員の中から委員長を定める。
・独立委員会は、当社取締役会から諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審査し、その結果を、原則としてその理由及び根拠を付して、当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からのみこれを行い、自己または取締役その他の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
　①対抗措置の発動の是非
　②当社取締役会が予定する対抗措置の当否
　③その他、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
・独立委員会は、必要に応じて、投資銀行、証券会社、弁護士その他外部の専門家に対し、当社の費用負担により助言を得ることができる。
・独立委員会は、原則として、委員全員が出席して開催するものとする。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員総数の過半数の出席により開催することができる。
・独立委員会の決議は、出席した委員の過半数の同意をもってこれを行い、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

２．独立委員会委員

総会において本対応方針をご承認いただいた場合、当社取締役会は、独立委員会の委員として、下記の方々を選任する予定です。

三宅盛夫
（略歴）

1981年４月	株式会社中国銀行 入社
2002年７月	同行八浜支店長
2005年２月	同行広報ＣＳＲセンター長
2008年６月	同行新見支店長
2011年６月	同行コンプライアンス部長
2012年６月	公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター監事
2013年６月	株式会社中国銀行 コンプライアンス部 理事部長

2015年６月　同行 ＮＥＸＴ１０推進室 理事室長
2016年６月　当社取締役 常勤監査等委員（現任）
2017年６月　滝澤商貿(上海)有限公司　監事（現任）
2017年６月　滝澤机床(上海)有限公司　監事（現任）

小野慎一
（略歴）
1991年10月　監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社
1995年３月　公認会計士登録
2002年７月　公認会計士小野慎一事務所（現公認会計士・税理士小野慎一事務所）所長（現任）
2004年８月　税理士登録
2005年６月　当社監査役
2016年６月　当社取締役 監査等委員（現任）

小林正啓
（略歴）
1992年４月　弁護士登録
2000年４月　花水木法律事務所所長（現任）
2010年６月　当社監査役
2016年６月　当社取締役 監査等委員（現任）
2018年４月　大阪弁護士会　副会長

十川智基
（略歴）
2000年10月　朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入社
2004年５月　公認会計士登録
2009年７月　十川公認会計士事務所所長（現任）
2009年８月　税理士登録
2009年10月　朝日税理士法人代表社員（現任）
2013年６月　当社取締役
2016年６月　当社取締役 監査等委員（現任）
2021年６月　兼松エンジニアリング株式会社 社外取締役就任予定

米澤和美
（略歴）
1997年７月　社会保険労務士登録
1997年７月　米沢社会保険労務士事務所所長（現任）
2003年５月　徳島県社会保険労務士会理事
2007年５月　徳島県社会保険労務士会副会長

2015年５月　　徳島県社会保険労務士会会長（現任）
2017年６月　　全国社会保険労務士会連合会常任理事
2018年４月　　国立大学法人鳴門教育大学経営協議会委員（現任）
2019年６月　　当社取締役 監査等委員（現任）
2019年６月　　全国社会保険労務士会連合会副会長（現任）
2020年７月　　徳島県公安委員会委員（現任）
2021年２月　　徳島県民共済生活協同組合監事（現任）
2021年６月　　徳島県社会保険労務士会顧問就任予定

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　岡山市北区撫川９８３番地
株式会社滝澤鉄工所　本社会議室
電話086-293-6111



最寄駅　　岡山駅より山陽本線下り方面で２つ目の「庭瀬駅」で下車してください。
庭瀬駅前からはタクシーで約７分です。